

「おきなわ物語」テナント登録 申請書についてのご案内

おきなわ物語に店舗・施設の情報に掲載するには、下記申請書類に必要事項を記入・押印のうえ、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー(以下 OCVB)への提出が必要となります。以下、掲載までの流れや注意事項、「テナントサービス利用約款」をご確認のうえ、情報掲載をご検討いただけましたら幸いです。

■ 掲載までの流れ.....

1. 「おきなわ物語」テナント登録申請書類の提出。

①「申請書(別紙 1)」 ②「利用許諾同意書(別紙 2)」 ③「重要事項確認書(別紙 3)」

を郵送、もしくはFAX、メールにてご提出下さい。

【申請書送付先】

(一財)沖縄観光コンベンションビューロー

おきなわ物語 テナント申込書係

FAX:098-859-6221

E-mail: okimono_cr@ocvb.or.jp

2. 申請書類確認後、おきなわ物語 担当より、情報ページ作成に必要なID・パスワードを発行。

※申請書に記載されているメールアドレスへ発行。

3. 企業専用ログイン画面より、個別のID・パスワードを用い登録管理画面へアクセス。各事業者様に掲載する店舗や施設・サービスなどの情報ページを作成。

4. 作成した情報ページを承認申請。

5. OCVBにて内容確認(承認)後、おきなわ物語にて公開。

■ 申請内容の変更について.....

ご提出頂いた「申請書」を元に、会社名、代表者名等すべて OCVBにて登録しております。万が一、下記項目につきまして“変更”が生じた場合は、「申請書(変更届)」をご提出ください。

※ 担当者や登録メールアドレス、お電話番号、HP URL などの変更に関しましては、ID・パスワードを用いログインした「登録管理画面」よりテナント様ご自身で変更を行って下さい。ID・パスワードもログイン後に任意のものに変更可能です。

「おきなわ物語」における店舗・施設紹介用の素材

(文章・写真・イラスト等)に関する著作権等のご案内

「おきなわ物語」では、主に県外からの観光客向けに沖縄に関連する店舗や施設のサービス・商品情報などをご自身で登録・公開(初回承認制)できるサービスを提供しております。こちらの登録ページでは、写真やイラストを3枚(必須)~10枚登録いただき、You Tube(動画)を掲載することも可能です。

店舗や施設の外観、室内の様子、料理、アクティビティの様子などが分かる写真や動画などを掲載することで閲覧者に雰囲気や魅力が伝わりやすく、より効果的な宣伝が期待できますのでぜひご活用ください。



但し、ご提供頂く、文章や写真、イラスト等の掲載に際しては、以下の点にご注意ください。

- ① 店舗・施設をご紹介するため、外部に写真やイラスト等の撮影、作成を委託した場合、著作権は委託した側(店舗・施設)ではなく、撮影者や画家、イラストレーター等に帰属します。そのため、ご提供頂く写真やイラスト等については、委託先(著作権者)に同意を得たうえで、OCVB にご送付いただくようお願いします。
- ② 広く公開しているホームページの性格上、OCVB に企業や個人の方から文章や写真、イラストなどの使用について問合せがございます。OCVB では、どのように使用(二次使用)するか聞き取りを行い、OCVB が認めた場合に限り、第三者へ文章や写真、イラスト等を無償提供する場合がございます。例えば、旅行社から旅行パンフレットを作成する為、テナント様の情報や写真などを使用したいという問合せが OCVB にあった場合、使用を許可する場合があります。二次使用につきましては、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。(※ここで言う二次使用とは、おきなわ物語に掲載頂いた情報を見た第三者がその所有するホームページやパンフレットなどにてテナント様で登録頂いた文章

や写真を使用することを言います。)

別紙 1

「おきなわ物語」テナント登録 申請書

_____年 _____月 _____日

ふりがな _____

会社名 _____ (印)

代表者名 _____

※法人の場合は社印を、個人事業者の場合は代表者の認印を押印下さい。

事業内容	
住所 1	(〒 _____)
電話番号	
FAX 番号	
URL	http:// ※HPがあればご記入下さい
メールアドレス	※OCVB からの確認・連絡などで使用します。施設様で継続的に使用されるアドレスで、担当者個人のアドレス以外をご登録下さい。
担当者名	
OCVB 賛助会員	<input type="checkbox"/> 賛助会員 <input type="checkbox"/> 非賛助会員 ※ご不明の場合は空欄でも可
掲載希望言語	日本語・英語・中国繁体字・中国簡体字・韓国語・タイ語 スペイン語・ポルトガル語・フランス語・ドイツ語・ロシア語 ※多言語ページへ掲載をご希望の場合は、別途掲載言語に翻訳した原稿を提出頂きます。

サイト掲載素材(文章・写真・イラスト等)に関する利用許諾同意書

____年 ____月 ____日

一般財団法人
沖縄観光コンベンションビューロー 宛

住所: _____

会社名: _____

代表者名: _____ 印

当社は、沖縄観光情報WEBサイト「おきなわ物語」内に情報を掲載するに際して、以下同意します。

(部分レ点チェック)

記

掲載されたすべての情報を個別に許諾を得ることなく沖縄観光コンベンションビューロー(以下OCVB)が認める第三者に提供したり、その内容が変化しない範囲においてOCVB またはOCVBが認める第三者が加工・改編・利用したりする場合があります。

OCVB 並びに OCVB より正当に権利を取得し、又は正当に権利の使用許諾を受けた第三者、その他OCVBが指定した第三者に対し、著作人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しません。

店舗・施設紹介用の素材(文章・写真・イラスト等)を「おきなわ物語」に掲載した日から、当社がOCVBに対して異議を述べない限り利用期間は継続します。

店舗・施設紹介用の素材(文章・写真・イラスト等)の作成を委託した原著作者より上記利用許諾条件について必要な許諾を得ている旨をOCVB に対し保障します。

以上

「おきなわ物語」テナント登録 重要事項同意書

_____年 月 日

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー 宛

住所 : _____

社名 : _____

代表者名 : _____ 印

当社は、沖縄観光情報WEBサイト「おきなわ物語」内に情報を掲載するに際して下記の重要事項を確認したうえ同意いたします。(部分レ点チェック)

- 掲載期間は、初回登録時または最終更新日より「1年」です(ユーザーに最新で正確な情報を提供するため)。変更がない場合も1年に一度は必ず管理画面にログインのうえ、情報が正しいか再確認し、更新日時を更新(確定)をお願いします。1年以上更新が確認できない場合は、情報を非掲載とさせていただく場合がございますのでご了承ください。
- 店舗の閉店やサービスの終了の際には必ずその旨をご一報ください。
- ご登録の電話番号やメールアドレスなどが変更になった場合は速やかにご連絡ください。メールアドレスは必ず施設様で継続的に使用されるアドレスをご登録ください。ご連絡を数回行っても連絡が取れない場合は、掲載ページを非公開とさせていただく場合がございます。
- 閉店した店舗やサービスなどのページが掲載されていることにお気づきになった際は大変お手数ですがご一報いただけましたら幸いです。ご協力をお願いいたします。
- 「おきなわ物語」に登録していただいている情報(画像含む)は、OCVBが運営する関連サイトに情報を共有、転載させていただく場合がございます。また、登録情報や登録のエリア・カテゴリーなどが適切でない場合などはOCVBにて修正、もしくは非公開とさせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
- その他の事項については、「おきなわ物語 テナントサービス利用約款」を必ずご確認ください。

「おきなわ物語」登録施設ステッカー申込書



70mm × 70mm

「おきなわ物語」登録施設ステッカー

☆ご希望の方に「登録施設ステッカー」配布します☆
店舗様入口、タクシー・レンタカーのお車など、目立つ部分に
直接貼りつけていただき、施設様ページのPV数アップ、ブラン
ドカアップにお役立てください。

年 月 日

一般財団法人

沖縄観光コンベンションビューロー 宛

会社名: _____

担当者名: _____

ステッカー希望枚数: _____ 枚

備考: _____

当社は、おきなわ観光情報WEBサイト「おきなわ物語」登録施設ステッカーの利用に際して、以下の項目に同意するものとします。

1、「おきなわ物語」に情報掲載をしており、登録施設ステッカーを告知以外の目的では利用しません。

2、登録施設ステッカーを切り取り、一部のみを使用するなどの行為を禁止します。

※ステッカー利用期限について、直射日光による劣化や破損などにより耐久期限が1～2年程度となります。劣化・破損が目立つ場合は再度お申込み下さい。

※ステッカー申込書の提出は直接お持ちいただくか、ご郵送(返信用封筒と82円切手同封)ください。82円切手で5枚まで郵送可能です。

「おきなわ物語」テナントサービス利用約款

(適用)

第1条 この約款は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、OCVB という。)が、事業者または店舗(以下「事業者」という。)に提供する「観光情報Web サイト「おきなわ物語」(以下、「おきなわ物語」という。)テナントサービス」(以下、「本サービス」という。)の利用に関わる一切の關係に適用されます。

2 事業者等は契約の際、本約款の全てに同意しているものとみなします。

(規約の変更)

第2条 OCVB が必要と認めた場合、本サービスの内容及び本規約は、事業者の許諾なく変更できるものとし、変更後はただちに全ての事業者に適用されるものとします。

2 本サービス内容の変更は、OCVB の定める方法に従って、事業者に告知します。

(業務委託)

第3条 OCVB は、本サービスに関する業務の全部、又は一部を第三者に委託できるものとします。

(掲載基準等)

第4条 本サービスに掲載する事業者は、沖縄観光に関連する全ての事業者とし、本規約を承諾の上、「おきなわ物語テナント申請書(様式1)」により本サービスの利用を申し込み、OCVB が承諾したものとします。

2 事業者が次に掲げる各号のいずれかの事由に該当する場合、OCVB は承諾しないものとします。

- (1) 沖縄観光に関連しない事業者の場合
- (2) 申込内容に虚偽があった場合
- (3) その他OCVB が不相当と判断した場合

3 OCVB が申込を承諾しないとした場合、OCVB はその理由を開示する義務を負わないものとします。

(利用契約の成立)

第5条 本サービスに情報掲載を希望する事業者は、「おきなわ物語テナント申請書(様式1)」により本サービスの利用を申し込むものとします。

2 OCVB は、利用申込を受けた場合は内容等を事前審査し、問題がないと判断した場合は事業者に対し、ID 及びパスワードの発行を行います。また、発行を持って利用契約が成立したものとみなします。

(利用契約の委譲、譲渡)

第6条 事業者は、本サービスの利用契約を、第三者に委譲、譲渡することはできません。ただし、合併・会社分割・営業譲渡等の組織変更により、事業者の事業が継承される主体が変更される場合は、当該組織変更の存在を証する書面(契約書、取締役会議事録等)を添付の上、登録情報変更手続きを行うことで、組織変更後も引き続き本サービスを利用することができるものとします。

(登録情報の変更)

第7条 氏名、商号、住所など、事業者が契約時に登録した情報に何らかの変更がある場合は、「おきなわ物語テナント申請書(変更届)」により登録情報変更手続きを行うものとします。

(事業者の義務)

第8条 事業者は、本サービスが沖縄県の観光産業の振興を目的として運営されていることを理解し、これに寄与する利用を行うものとします。

2 事業者は、第5条に基づいて発行されたID 及びパスワードの管理と設定を適切に行い、何らかの事情でこれが第三者に利用され、沖縄県、OCVB、事業者または他の利用者に、損害、もしくは不利益を与えた場合の一切の責任を負うものとします。

(利用契約期間)

第9条 本サービスの利用契約期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。ただし、年度途中で契約が成立した場合は、当該契約日から最初に到来する3月31日までを利用期間とします。

2 事業者又はOCVB が、利用期間満了の1ヶ月前までに契約を更新しない旨の通知をしない限り、利用期間は当該契約の期間満了日からさらに1年間延長され、その後も同様とします。

(掲載期間)

第10条 登録したテナント情報の掲載期間は、初回登録時または最終更新日より「1年」です。変更がない場合も1年に一度は必ず管理画面にログインのうえ、情報が正しいか再確認し更新日時の更新をお願いします。1年以上更新が確認できない場合は、情報を非掲載とさせていただく場合がございます。

(利用契約の解除)

第11条 OCVB は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前の通知なしに利用契約の全部又は一部を、解除することができます。

- (1) 事業者が申込にあたって虚偽の申請をしたことが判明したとき
- (2) 事業者が本約款に違反したとき
- (3) 事業者がOCVB の電気通信設備に支障を及ぼし、又はそのおそれがあるなど、OCVB の業務の遂行に支障を及ぼすと認められたとき
- (4) 事業者が情報更新の必要があるにもかかわらず長期間にわたり情報更新を行わないとき
- (5) その他、前各号に準ずる事情があるとき

2 事業者は、契約を終了させたいと考える日の1ヶ月前にOCVB に対し通知することにより、利用契約を終了させることができます。

3 一旦契約を解除するとこれを取り消すことはできませんが、本約款に従い再び本サービスの利用申請を行うことができるものとします。この場合、事業者が以前に登録した情報は、復活することはありません。

(掲載情報)

第12条 事業者は、OCVB が別に定める情報掲載マニュアルに基づき、「おきなわ物語」に観光情報を掲載するものとします。

2 事業者は、「サイト掲載 素材(文章・写真・イラスト等)に関する利用許諾同意書(別紙2)」により、「おきなわ物語」に掲載する情報に含まれる著作物の著作者から当該著作物の利用について必要な許諾を得ている旨、OCVB に対し保障するものとします。

3 OCVB は、事業者に許可を得ることなく、本サービスに基づく「おきなわ物語」上の情報を保存、管理、分析及びこれに基づく調査、第三者への情報開示を行うことができるものとします。

4 OCVB は、本サービスが終了した場合、事業者へ通知せず、本サービスに基づいて作成された情報を全て消去でき、これによる利用者の損害、又は不利益についてOCVB は一切責任を負わないものとします。

(本サービス提供の一時停止)

第13条 OCVB は、次の各号のいずれかに該当する場合、事業者に対する本サービス提供の全て、又は一部を、事前の通知なしに停止することがあります。

- (1) 事業者が、本約款に違反したとき
- (2) 本サービス利用申込の記入事項に、虚偽・不適切な記載などが認められた場合
- (3) 事業者が、本サービス利用者として不適切であると、OCVB が判断したとき
- (4) 事業者が、OCVB、おきなわ物語又は他の利用者などに対して、その業務、システム及び本サービスの利用に何らかの支障を発生させる場合、及び、その疑いが認められたとき
- (5)OCVB が、本サービスの継続が困難であると判断したとき
- (6)前各号に準ずる事情があるとき

(本サービス提供の一時中断、及び終了)

第14条 OCVB は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対するサービス提供の全て又は一部を、事前の通知なしに中断することがあります。

- (1) 本サービスを実施するために必要なシステム及び電気設備等(以下、「本システム」という。)の定期的なメンテナンスを行う場合
- (2) 本システムに、何らかの不具合が発生した場合、及びその回避のためのメンテナンスが必要な場合
- (3) 本システムに、第三者の介入や、犯罪行為等の形跡が認められたとき、及びその回避のためのメンテナンス、調査等を行う場合
- (4) 何らかの法的措置又は法的根拠に基づいて、サービスの停止を求められた場合
- (5) 前各号に準ずる事情があるとき

2 OCVB は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対するサービス提供の全て、又は一部を、事前の通知なしに終了することがあります。

- (1) OCVB が、何らかの事情で本サービスの継続が困難と判断した場合
- (2) 前各号に準ずる事情があるとき

(個人情報)

第15条 OCVB は「プライバシーポリシー」を別に定め、これに従って個人情報を取り扱います。

(禁止事項)

第16条 事業者は、本サービスを利用するに際して、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- (1) 日本国法令、本約款、諸規定に違反する行為
- (2) 第三者の財産権、著作権、肖像権、プライバシーの侵害を行う行為
- (3) 沖縄県、OCVB、他の利用者及び第三者を誹謗中傷する行為、及び不利益を生じさせる行為
- (4) 沖縄県の観光産業に損害、もしくは不利益を生じる行為
- (5) OCVB 及びOCVB から業務を受託した者が、中止を求めた行為
- (6) 前各号に準ずる行為

(免責)

第17条 OCVB は、次の各号のいずれかに該当する場合、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 本サービスの利用によって、利用者及び第三者が何らかの損害、もしくは不利益を被った場合
 - (2) 事業者の作成した情報や行為によって、他の利用者、第三者が何らかの損害、もしくは不利益を被り、又は事業者間、利用者と第三者との間で、何らかの紛争が生じた場合
- 2 OCVB は、おきなわ物語の情報の品質についてその向上に努めますが、情報の正確さ、完全性、有用性、システムの安定稼働などについて何ら保証するものではなく、一切の責任を負いません。
- 3 OCVB は、何らかの法的根拠に基づき、情報の開示、サービス及びシステムの一部中断、停止等を求められた場合、その命令に従うものとします。これによって事業者が何らかの損害、不利益を生じた場合、その責任は一切負いません。
- 4 OCVB は、掲載情報のバックアップの義務を負いません。事由の如何に関わらず、本サービス上の事業者のデータの消失、誤作動による削除について、一切の責任を負わないとともに、データの復元の義務を負いません。

(準拠法)

第18条 本約款、及び諸規定は、日本法に準拠します。

(管轄裁判所)

第19条 本約款、及び諸規定に関して生じた紛争については、OCVB の所在地を管轄する裁判所を、第一審の専属管轄裁判所とします。